

令和5年度第3回 子ども・子育て会議 [こども家庭課 所管事業]

1. こども家庭センターの設置

令和6年4月に施行される児童福祉法等の改正を受け、「子育て世代包括支援センター」と「千歳市子ども家庭総合支援拠点」の機能をより緊密に運用させていくため、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能の連携をさらに深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目のない、適切な支援を目指します。

また、ヤングケアラーであるこども自身や家庭に対して適切な支援を行うため、関係機関との支援調整・連携などを担うヤングケアラー・コーディネーターを配置し、引き続き、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを目指してまいります。

2. 人員配置

(1) 統括調整官

「千歳市こども家庭センター」を設置するにあたり、児童相談担当（こども福祉部こども家庭課）と母子保健（保健福祉部母子保健課）の間で、指示・調整を行う。

(2) ヤングケアラー・コーディネーター

「千歳市こども家庭センター」を設置するにあたり、役割の一つに位置付けるヤングケアラーの事案に対応するため、相談対応をはじめ、多くの関係部署や関係機関との調整を行う。

(3) サポートプラン支援員

「千歳市こども家庭センター」を設置するにあたり、支援対象者への効果的な支援を進めるためのサポートプランの作成が必要になることから、保護者が保護者自身やこどもと家庭の状況を理解した上でサポートプランを作成できるよう支援を行う。

3. 設置予定日

令和6年4月1日

(こども福祉部こども家庭課)